

犬山市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が実施する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）」に基づく間接補助事業として、市民や事業所が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する犬山市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等 市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地又は建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。
- (3) 緑化対象面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、敷地等において実施する別表第1に掲げる緑化事業で、かつ、別表第2に定める条件を満たしているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業
- (3) すでにこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における事業

- (4) 他の補助金の対象となる事業
- (5) 市税を滞納している者が行う事業
- (6) 犬山市暴力団排除条例（平成24年犬山市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う事業

3 対象事業は、交付の決定の日以降に着手し、かつ、当該年度の3月15日までに第9条に定める手続きが完了するものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項により算出した補助金の額が10万円（生垣設置にあつては、3万円）に満たない場合は、補助金の交付をしない。

3 敷地等において別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合においては、別表第1に定める金額の合計金額とする。ただし、その合計金額が500万円を超える場合にあつては、500万円とする。

4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて交付額を算定することができるものとする。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、犬山市都市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類については、申請者が次項ただし書きに該当する場合に、第7号の書類にあっては申請者が第3項に該当する場合に限り、提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 事業費の内訳が明記された書類(見積書等)
- (3) 事業場所の位置図
- (4) 事業に係る図面(計画平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))
- (5) 現況写真(補助金の交付の対象となる緑化工事の未着手がわかる写真)
- (6) 管理者が管理義務を負う取決書
- (7) 事業実施敷地等所有者の承諾書
- (8) 市税の未納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業により設置される緑化施設の管理者(以下「管理者」という。)と申請者は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取決めがされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。

3 申請者は、当該申請者と補助事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者が異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で、適当と認めたときは、申請者に犬山市都市緑化推進

事業補助金交付決定通知書（様式第3）により補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業の内容の変更を行おうとするときは、犬山市都市緑化推進事業補助金内容変更承認申請書（様式第4）に対象緑化事業の変更内容がわかる書類を添付して、市長に2部提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、申請者に犬山市都市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5）により交付決定の内容を変更した旨を申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付額については、前条の規定により交付決定された金額を上限とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業を中止し、又は廃止しようとするときは、犬山市都市緑化推進事業中止・廃止承認申請書（様式第6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、申請者に犬山市都市緑化推進事業中止・廃止承認通知書（様式第7）によりその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業が完了したときは、速やかに犬山市都市緑化推進事業完了実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第9）

(2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

- (3) 写真（対象緑化事業の着手前、施工中及び完了のわかるもの）
- (4) 事業に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定通知）

第10条 市長は、前条の規定により犬山市都市緑化推進事業実績報告書の提出があった場合は、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、対象緑化事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めたときは、犬山市都市緑化推進事業補助金交付額確定通知書（様式第10）により申請者に補助金の交付の確定した旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付額の確定を通知された申請者から犬山市都市緑化推進事業補助金請求書（様式第11）が提出された後に補助金を交付するものとする。

（表示板の設置）

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業を実施した旨の表示板（様式第12）を対象緑化事業の施工箇所に設置しなければならない。

（緑化施設の管理）

第13条 補助金の交付を受けた申請者は、対象緑化事業が完了した後においても、維持管理上やむを得ない場合を除き、善良な管理者の注意をもって、緑化施設の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第14条 補助金の交付を受けた申請者は、確定通知書を受けた日から5年を経過したとき、又は市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときは、犬山市都市緑化推進事業補助金対象緑化施設状況報告書（様式第13）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に2部提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図

(2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(3) 写真（対象緑化施設の最新の状況がわかるもの）

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、当該申請者に犬山市都市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14）によりその旨を通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

2 市長は、申請者からの申出又は職権による調査により、補助金の交付を受けた緑化施設をやむを得ない事由により除去せざるを得ないと認めたときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、当該補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、前項の規定により、承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業区分	対象規模	補助対象経費	補助金の額
屋上緑化 壁面緑化	緑化対象面積の合計が50平方メートル以上	緑化工事費のうち、植栽、植栽基盤(土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む)、灌水施設及び園路整備に係る費用及び第12条の表示板の設置に係る費用	補助対象経費の2分の1以内で、緑化対象面積×30,000円/平方メートル(千円未満の端数切り捨て)又は500万円のいずれか低い額
駐車場緑化			補助対象経費の2分の1以内で、緑化対象面積×20,000円/平方メートル(千円未満の端数切り捨て)又は500万円のいずれか低い額
空地緑化			補助対象経費の2分の1以内で、緑化対象面積×15,000円/平方メートル(千円未満の端数切り捨て)又は500万円のいずれか低い額

生垣設置	延長が15メートル以上のもの	生垣設置に要する費用及び第12条の表示板の設置に係る費用	補助対象経費の2分の1以内で、生垣延長×5,000円/メートル(千円未満の端数切り捨て)又は500万円のいずれか低い額
------	----------------	------------------------------	---

別表第2 (第3条関係)

事業区分	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 公開性(管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができるとも可)があること 2 緑化対象面積が1,000平方メートル以上であること 3 高木、中高木による緑化面積が緑化面積全体の25パーセント以上であること
生垣設置	右記要件のすべてを満たすこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 生垣設置の接道(公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。)延長が生垣延長の50パーセント以上であること 2 生垣延長1メートルあたり2本以上植栽すること 3 植栽後の樹木の高さが敷地等の地盤面から90センチメートル以上であること

ただし、緑化対象面積については、工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を2パーセント以上上回ることを。